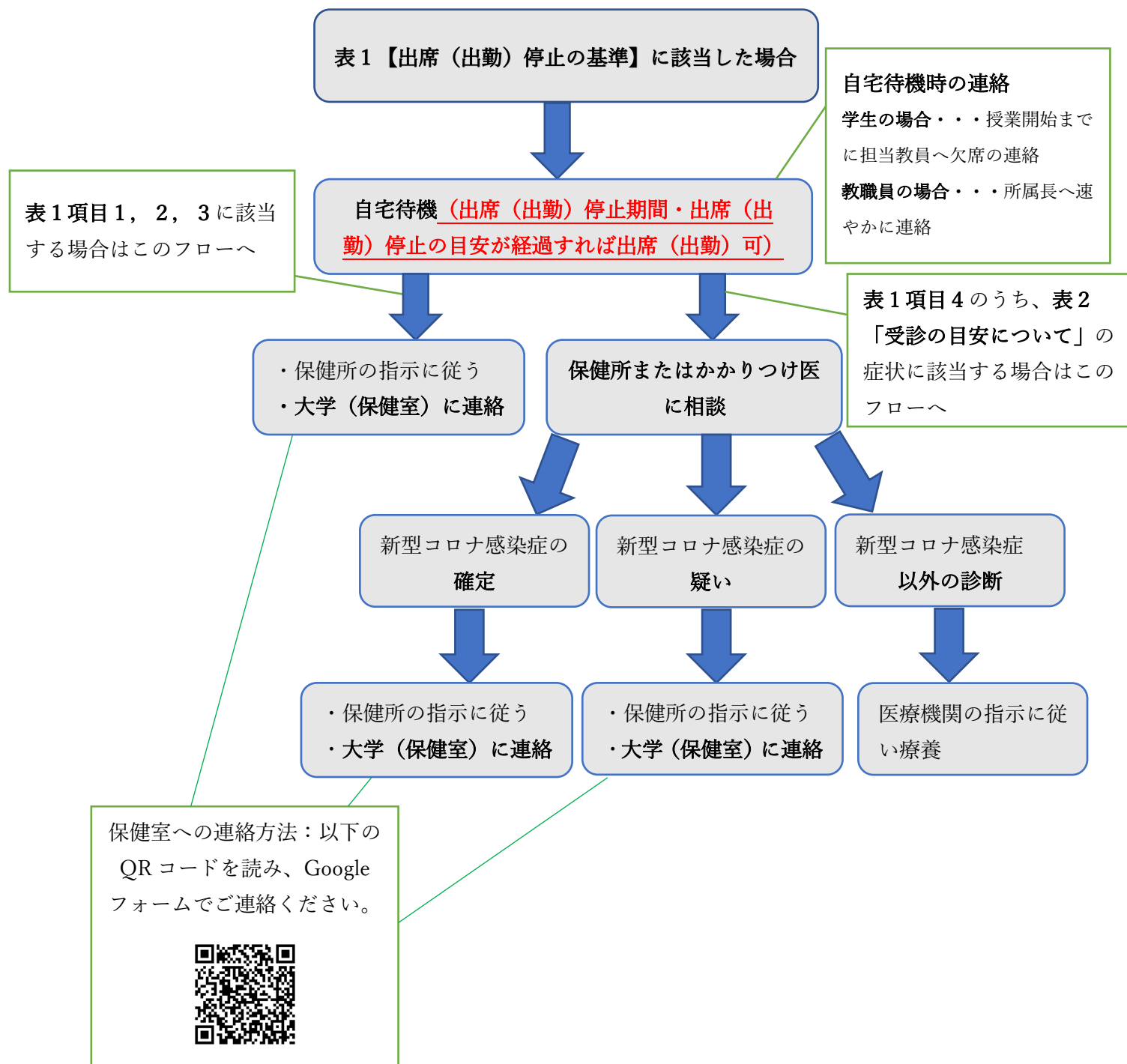


新型コロナウイルス感染が疑われる学生・教職員の対応フロー



※必要に応じて健康管理表の提出を求めます。毎日の健康状態を必ず記入してください。

※学内で授業（勤務）中に表1の項目4の感染が疑われるような症状が認められた場合はすぐに帰宅することを徹底してください。

表1. 【出席(出勤)停止の基準】

項目	出席(出勤)停止期間・出席(出勤)の目安
1. 新型コロナウイルス感染症「確定例」、「疑い例」 となった場合	公的機関の指示する期間出席(出勤)停止。 指示期間終了後出席(出勤)可。
2. 濃厚接触者として公的機関の健康観察対象とな った場合	
3. 同居もしくは生活のほとんどを一にする者が濃 厚接触者として公的機関の健康観察対象とな った場合	
4. 新型コロナウイルスの感染が疑われるような症 状がある場合 体温が平熱以上（平熱は個人で異なるため、 37.5℃以上とは定めません）、咳、鼻汁、のどの痛 み、息苦しさ、倦怠感、頭痛、味覚・嗅覚異常、嘔 気・嘔吐、腹痛・下痢、その他症状 が1つでも当 てはまる場合	症状消失後 2 日経過するまで出席(出勤) 停止。 (症状消失日を 0 日として 3 日目からの 出席(出勤)可。)
5. 海外から帰国し自宅待機を指示されている場合、 海外からの帰国者と濃厚接触した場合	14 日間の出席(出勤)停止。(帰国日を 0 日 として 14 日目からの出席(出勤)可。)

表2. 受診の目安について

<ul style="list-style-type: none"> ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けてい る方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方（妊娠の方も早めにご相談ください。） ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4 日以上続く場合は必ずご相談 ください）
